

## 函館市広告付おくやみハンドブック無償提供に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、死亡届を提出した市民等に、死亡に関する行政手続きを取りまとめて配布する「函館市広告付おくやみハンドブック」(以下「ハンドブック」という。)の無償提供について、函館市広告掲載要綱および函館市広告掲載基準に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

### (配布場所等)

第2条 ハンドブックの配布場所は、市民部戸籍住民課および各支所の窓口等とする。また、本市ホームページ等により内容の掲載を行うこととする。

### (配布期間)

第3条 ハンドブックの配布期間は、市長が別に定める期間とする。ただし、市長は、ハンドブックを無償提供する者(以下「無償提供者」という。)と協議のうえ、配布期間を変更することができる。

### (無償提供者の募集)

第4条 無償提供者の募集は、本市ホームページおよびその他市長が必要と判断した方法により行う。

### (無償提供の申込み)

第5条 無償提供の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、函館市広告付おくやみハンドブック無償提供申込書(様式第1号)に函館市広告付おくやみハンドブックデザイン案提案書(様式第2号)および暴力団の排除に関する誓約書(様式第3号)を添えて、直近の市区町村民税完納証明書とともに市長に提出するものとする。

### (無償提供者の決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、その提出された書類の内容について函館市広告付おくやみハンドブック無償提供者選定委員会において審査を行い、無償提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、その結果を申込者に函館市広告付おくやみハンドブック無償提供者決定通知

書（様式第4号）により通知するものとする。

（協定書の締結）

第7条 市長は、ハンドブックの製作および無償提供に関して、無償提供者と協定書を締結するものとする。

（留意事項）

第8条 無償提供者は、ハンドブックの製作のため掲載する広告を募集する場合においては、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

- 2 無償提供者は、広告の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、自らの責任で対応しなければならない。
- 3 ハンドブックの広告記載は全紙面の30%以下とする。なお、表紙・裏表紙への広告記載は不可とする。
- 4 無償提供者はハンドブックを製作するに当たり、掲載内容、形状その他の仕様および掲載する広告の内容について、市長と協議し製作の承諾を受けなければならない。
- 5 無償提供者は、無償提供するハンドブックの数量ならびに納品時期および場所について市長の指示に従わなければならない。

（経費の負担）

第9条 ハンドブックの製作に要する費用は、すべて無償提供者の負担とする。

（配布の中止）

第10条 市長は、掲載された広告またはその内容が函館市広告掲載要綱第3条各号または函館市広告掲載基準第2条各号の規定に反していると認めたときは、ハンドブックの配布を中止するものとする。この場合においては、無償提供者は速やかに代替のハンドブックを市に提供するものとする。

（無償提供者の決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、無償提供者の決定を取り消すことができる。

- (1) ハンドブックを市長が指示する期日までに提供しないとき。
- (2) 虚偽の内容により無償提供者が募集の申込みをしたとき。
- (3) 無償提供者が前条に規定する対応を速やかに行わないとき。
- (4) 無償提供者が函館市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民にハンドブックを提供することが不適切と市長が認めるとき。

2 前項の規定により無償提供者の決定を取り消した場合においては、市長は当該無償提供者に対し、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ハンドブックの提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。